

令和 3 年度

P T A 総会資料

江戸川区立船堀小学校 P T A

令和3年5月吉日

P T A会員の皆様

江戸川区立船堀小学校P T A
会長 田中 寿士

皆様方には、ますますご壮健のこととお慶び申し上げます。

日頃は、P T A活動にご協力いただきましてありがとうございます。

昨年度に続き、本年度も新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、書面による総会とさせていただきます。つきましては、総会にてご審議いただく資料を配布いたします。

別途配布いたしました「P T A総会のご案内」をご確認いただき、期日までに「書面表決書・委任状」をご提出いただきますようお願い申し上げます。

尚、総会にて議案が可決されましたら再度発行はいたしませんので、ご了承ください。

記

議 案

第1号議案 令和2年度 事業報告について

第2号議案 令和2年度 会計報告および会計監査報告について

第3号議案 令和3年度 新役員(案)について

第4号議案 令和3年度 事業計画(案)について

第5号議案 令和3年度 予算(案)について

第6号議案 P T A会則の変更(案)について

以上

令和2年度 P T A本部 事業報告

4月	・船堀小学校入学式 出席	11月	・アイスクリーム提供
	・松江第一中学校入学式 中止		・フェイスシールド提供
	・船堀幼稚園入園式 来賓なし		・松江第一中学校蓮田収穫祭 来賓なし
5月	・PTA地域顔合わせ会 中止	12月	・葛西北地区小P連 会長会・懇親会 中止 校長会と合同の会議のみ
	・松江第一中学校蓮植え 来賓なし		・一斉パトロール（地区別班活動）
6月	・PTAサークル連絡協議会 中止		・持久走大会受付お手伝い
	・葛西北地区 総会・歓送迎会 中止		・給食運営委員会 中止
	・さつき会総会 中止		・さつき会忘年会 中止
7月	・第1回役員会		1月
	・PTA 書面総会	・PTA地域新年会 中止	
	・江小P連 総会・感謝状贈呈式出席 ・町会夏祭りの陣中見舞い 全て中止	3月	・広報誌 277号発行 ・船堀小学校卒業式 出席
8月	・一斉パトロール（地区別班活動）		
9月	・第2回役員会		
10月	・葛西北地区小P連 球技大会 中止		
	・葛西北地区小P連 葛西まつり 中止		

<その他>

※今年度のラジオ体操は中止となりました。

※今年度は船小まつりを実施できませんでしたが、代わりに土曜授業の後にアイスクリームを提供いたしました。

※校外学習のためのフェイスシールドを贈呈いたしました。

※葛西北地区小P連 会長会（7、9、10、11、12、3月）出席（4月は中止）、
献血活動（船堀駅）参加、
江小P連役員・理事会（7、9、10、11、2月）出席（4、12、1月は中止）

令和2年度 運営委員会 事業報告

学年委員会

設置なし。

※6学年の有志の方々と、巣立ちの会運営及び記念品贈呈を行っていただきました。

成人委員会

設置なし。

広報委員会

設置なし。

校外委員会

春・夏休みパトロール

登校班の編成

分散登校等、学校の登校形態に応じた旗持ち当番の検討、当番表作成

新学期通学路点検

こども110番（ピヨピヨマーク）依頼

防犯プレート配布

マニュアル及び安全マップ作成

選考委員会

設置なし。

※例年選考委員会を設置し、次年度の本部役員候補へ引き受けて頂けるよう働きかけを行いますが、令和2年度は、立候補及び推薦にて本部役員を選出いたしました。

おたすけ隊

設置なし。

※おたすけ隊とは「全員参加のPTA」を目指し、すべての保護者がPTA活動に参加していただけるように発足した制度で、保護者全員におたすけ隊の登録をお願いし、学校行事やPTA行事のお手伝いをさせていただきますが、令和2年度はほとんどの行事が中止となったため、設置いたしませんでした。

令和2年度 船堀小学校PTA決算書

<収入の部>

(単位：円)

項目	予算額	決算額	増減	備考
1 会員会費	1,645,000	1,749,034	104,034	会員会費(転入出による入返金を含む)
2 前年度繰越金	2,537,177	2,537,177	0	前年度繰越金
3 雑収入	70,000	919	▲ 69,081	預金利息
計	4,252,177	4,287,130	34,953	

<支出の部>

款	項目	節	予算額	決算額	増減	備考	
P T A 会 費	運 営 費	1 会議費	100,000	0	100,000		
		2 事務用品費	420,000	128,301	291,699	コピー用紙・消毒液など	
		3 通信運搬費	45,000	42,443	2,557	切手代・振込手数料など	
	活 動 費	一 般 活 動 費	4 学年委員会費	327,100	294,864	32,236	ゲストティーチャー費
			5 校外委員会費	20,000	13,887	6,113	コピー用紙など
			6 成人委員会費	30,000	0	30,000	
			7 広報委員会費	90,000	9,231	80,769	広報ふなぼり発行費(本部)
		特 別 活 動 費	8 研究活動費	150,000	0	150,000	
			9 修繕費	10,000	0	10,000	
			10 児童奨励費	216,000	217,088	▲ 1,088	本年度新入学・卒業生祝品代など
			11 会員功労表彰費	30,000	12,000	18,000	転退職慰労費
	そ の 他	12 慶弔費	20,000	35,000	▲ 15,000	会員慶弔費	
		13 渉外分担金	330,000	50,960	279,040	地区P連分担金	
		14 傷害保険料	40,000	34,541	5,459	会員傷害保険料	
		15 周年行事準備費	100,000	100,000	0	周年行事積立費	
		16 防災危機管理費	82,000	22,846	59,154	入門証・びよびよシールなど	
		18 行事費	98,900	2,160	96,740	新年度ご挨拶	
		19 予備費	2,143,177	279,749	1,863,428	フェイスシールドなど	
		計		4,252,177	1,243,070	3,009,107	

次年度への繰越金	3,044,060
----------	-----------

以上の通り決算いたします。

PTA会長 田中 寿士
 会計 上木 万里子 中澤 友覚
 志賀 桂子 藤川 えみ子

令和2年度船堀小学校PTA会計監査の結果、相違ないことを認めます。

PTA会計監査 入山 剛

令和2年度 船小まつり・リサイクル・周年行事積立金 収支報告

本年度も、アルミ缶リサイクルは行いませんでした。下記のように収支報告をいたします。

船小まつり 収支報告

項目		金額
1	収入の部	1,186,026
	・前年度 繰越金	1,186,016
	・令和2年度 収益金	0
	・預金利息	10
2	支出の部	15,290
	・船小まつり経費	15,290
次年度繰越金		1,170,736

リサイクル 収支報告

項目		金額
1	収入の部	161,675
	・前年度 繰越金	161,674
	・令和2年度 収益金	0
	・預金利息	1
2	支出の部	0
次年度繰越金		161,675

周年行事積立金 収支報告

項目		金額
1	収入の部	200,023
	・前年度 繰越金	100,013
	・令和2年度 積立金	100,000
	・預金利息	10
2	支出の部	0
次年度繰越金		200,023
3	預り金	・周年実行委員会 繰越金 1,000,000

※周年実行委員会より、繰越金100万円を預り、管理しています。

会計
会計監査

藤川 えみ子
入山 剛



令和3年度 新役員の承認

※ () 内は現在在籍クラス

会長	たなか じゅし 田中 寿士	(5-1)
副会長	はすみ こうじ 蓮見 弘二	(4-3)
副会長	ご じゃくみん 呉 若旻	(5-2・1-4)
副会長	おかもと いさお 岡本 勲	(5-2)
副会長	リンデキュー <small>ゆきえ</small> 幸恵	(4-2・2-2)
副会長	みちわき みずえ 道脇 瑞恵	(2-2)
総務	いしだ お さちこ 石田尾 幸子	(6-2)
総務	かわい りな 川井 里奈	(4-3)
総務	しが けいこ 志賀 桂子	(5-3・2-3)
総務	ふじかわ えみこ 藤川 えみ子	(3-2・1-3)
総務	かねみつ あきこ 金光 明子	(5-3・3-3)
総務	きくち たえこ 菊地 妙子	(4-2)
会計	たかい みゆき 高井 美由紀	(4-2・1-4)
会計	ひじおか あいこ 肱岡 愛子	(3-3・1-4)
副会長	にしおか きよし 西岡 清志	(学校) (候補)
総務・会計	うえき まりこ 上木 万里子	(学校) (候補)
総務・会計	なかざわ ともあき 中澤 友寛	(学校) (候補)
会計監査	こみやま みさこ 小宮山 美佐子	

令和3年度 P T A本部 事業計画（案）

4月	・船堀小学校入学式	9月	・葛西北地区小P連 球技大会
	・松江第一中学校入学式		・船堀小学校運動会
	・船堀幼稚園入園式	10月	・第4回船小まつり実行委員会
・第1回、第2回役員会	・葛西北地区小P連 葛西まつり		
5月	・松江第一中学校蓮植え	11月	・船小まつり開催
	・第1回運営委員会		・船堀まつり参加
	・P T A総会	12月	・学習作品展
6月	・第1回船小まつり実行委員会		・松江第一中学校蓮田収穫祭
	・P T Aサークル協議会	・第5回役員会	
	・葛西北地区小P連 総会・歓送迎会	・第2回検討委員会	
	・江小P連 総会・歓送迎会	・第5回船小まつり実行委員会	
	・P T A地域顔合わせ会	・江小P連 納会	
7月	・さつき会総会	1月	・一斉パトロール（地区別班活動）
	・第3回役員会		・葛西北地区小P連 懇親会
	・第1回検討委員会	2月	・さつき会忘年会
	・第2回船小まつり実行委員会		・P T A地域新年会
	・一斉パトロール（地区別班活動）		・松江第一中学校新年会
8月	・町会夏祭りの陣中見舞い（～8月）	3月	・一斉パトロール（地区別班活動）
	・ラジオ体操開催		・第6回役員会
	・第4回役員会		・第2回運営委員会
	・第3回船小まつり実行委員会		・船堀小学校卒業式

<その他>

※葛西北地区小P連 会長会（4、5、7、9、10、11、3月）

江小P連役員・理事会（4、5、7、9、10、11、12、1、2月）

令和3年度 船堀小学校PTA予算(案)

(単位:円)

<収入の部>

項目	今年度予算額	備考
1 会員会費	2,122,200	
2 前年度繰越金	3,044,060	
3 雑収入	70,000	預金利息、ご祝儀
計	5,236,260	

<支出の部>

項目	今年度予算額	備考		
運営費	1 会議費	100,000 総会・役員会・運営委員会		
	2 事務用品費	510,000 用紙・印刷費・広報誌「ふなぼり」印刷費・その他		
	3 通信運搬費	80,000 切手・ハガキ・携帯料金・交通費		
PTA会費	一般活動費	4 学年委員会費	178,150 学年行事・その他活動費	
		5 校外委員会費	20,000 地区ごとの印刷物、安全マップ	
		6 成人委員会費	30,000 ヘルマーク、給食試食会、講習会	
	活動費	特別活動費	7 外部講師費	390,000 ゲストティーチャー出前授業・その他
			8 研究活動費	150,000 学校応援団の活動費補助・大会参加費
			9 修繕費	10,000 備品の修理代
		10 児童奨励費	330,000 新入学・卒業生祝品代、ラジオ体操	
		11 会員功労表彰費	30,000 転退職慰労費	
		その他	12 慶弔費	50,000 会員慶弔費
13 渉外分担金	330,000 区・地区P連分担金・地区ご祝儀			
14 傷害保険料	40,000 会員傷害保険料			
15 周年行事準備費	100,000 周年行事予備費			
16 防災危機管理費	82,000 入門証、びよびよシール、ネームホルダー			
18 行事費	98,900 各行事における来賓接待など			
19 予備費	2,707,210 その他運営予備費			
計	5,236,260			

船堀小学校 P T A 会則変更について

以下の通り会則を変更させていただきます。

1. 変更理由
 広報委員会廃止のため。
2. 変更箇所
 (削除箇所)

変更前	変更後
<p>第十五条 運営委員会</p> <p>本会の運営及び活動の円滑な遂行をはかるために次の運営委員を置く。</p> <p>学年毎に、 学年委員 若干名、成人委員 若干名、 <u>広報委員 若干名、</u> 地域毎に、 校外委員 若干名 を選出し、任期を一年とする。</p>	<p>第十五条 運営委員会</p> <p>本会の運営及び活動の円滑な遂行をはかるために次の運営委員を置く。</p> <p>学年毎に、 学年委員 若干名、成人委員 若干名、 地域毎に、 校外委員 若干名 を選出し、任期を一年とする。</p>
<p>第十六条 専門委員会</p> <p>1 学年委員会 学年、学級における諸問題解決調整、茶話会の司会、その他委員会の運営にあたる。</p> <p>2 成人委員会 児童ならびに会員の福利厚生および教養を高めるための講習会・講演会の企画運営をする。</p> <p><u>3 広報委員会</u> <u>PTA 活動についての広報、および会員のコミュニケーションに関する広報（ふなぼり）の編集発行にあたり企画、運営にあたる。</u></p> <p>4 校外委員会 学校ならびに地域関係諸団体との連携をはかりながら児童の家庭生活、児童相互の自主的集団生活の指導をする。</p>	<p>第十六条 専門委員会</p> <p>1 学年委員会 学年、学級における諸問題解決調整、茶話会の司会、その他委員会の運営にあたる。</p> <p>2 成人委員会 児童ならびに会員の福利厚生および教養を高めるための講習会・講演会の企画運営をする。</p> <p>3 校外委員会 学校ならびに地域関係諸団体との連携をはかりながら児童の家庭生活、児童相互の自主的集団生活の指導をする。</p>

江戸川区立船堀小学校PTA会則（案）

第一章 総則

第一条 名称 所在

本会は船堀小学校PTAと称し、事務所を同校内に置く。

第二条 目的

本会は本校在籍児童の保護者と学校教職員とが協力して、家庭と学校と社会における児童の健全な成長をはかり、あわせて会員相互の親睦と教養の向上につとめることを目的とする。

第三条 活動方針

- 1 本会は本校在籍児童の保護者と学校教職員が協力してよりよい保護者、教職員となるようつとめる。
- 2 本会は本校の教育方針をよく理解し教育活動に協力する。
- 3 本会は児童の教育ならびに福祉のために活動する他の団体及び機関と協力する。
- 4 本会は営利を目的とせず政党宗派に関係しない。

第二章 構成

第四条 会員

- 本会は次の会員をもって構成する。
- 1 本校在籍児童の保護者及びこれに代わる者。
 - 2 本校に勤務する教職員。

第五条 入退会

本会对する入退会は会員の自由意志によるものとする。但し児童の入学時においては特に申し出のない限り本会に入会するものとみなす。

第六条 役員

- 本会は次の役員を置く。
- 会長 一名、副会長 若干名、会計 若干名、総務 若干名。
- 役員任務
- 役員は任務を次のように定め目的達成のために努力する。
- △ 会長 本会を代表し、会員を統率する。
 - △ 副会長 会長を補佐し必要に応じて会長の任務を代行する。
 - △ 会計 本会の会計を管理し予算、決算の作成にあたる。
 - △ 総務 本会の運営の企画、立案、記録その他の任にあたり各委員会の業務遂行に協力する。
 - △ 会計監査 予算が正しく使用されているかを監査する。役員には入らない。

選出と任期

役員は選出は総会において行われる。役員は任期は原則二年とする。但し再任を妨げない。

第七条 顧問・相談役

会長は役員会の承認を得て顧問・相談役を置くことができる。

第三章 組織

第八条 総会

◎通常総会

- 1 学校PTAの議決機関として、通常総会を年度一回行う。
- 2 特別な議案が生じたときは、役員会にはかり臨時総会を行うことができる。
- 3 総会は委任状を含め、会員の二分の一以上の出席をもって成立し、決議は、出席者の三分の二以上の賛成によって、決定する。

◎書面承認総会

三月の次年度役員選出については、その他の議案が無い場合に限り、総会を書面にて行うことができる。

その場合、会員の二分の一以上の承認をもって決定する。

第九条 役員会

この会は役員をもって構成し、本会運営に必要な事項の決定および業務の遂行にあたる。

第十条 検討委員会

この会は役員及び運営委員会の正副委員長・会計、をもって構成し各委員会の計画、活動の調整、活動内容の見直し、総会に提出する議案を作成する。その他緊急な事項を処理する。

第十一条 運営委員会

この会は運営委員をもって構成する。各委員会協力の下で行う活動について審議し運営委員との連帯をはかる。

第十二条 選考委員会

この会は短期間の特別委員会で運営委員より若干名の委員が選出されそれらにより構成する。次年度PTA役員候補を指名し、総会で承認後、その任務を終わる。

第十三条 船小まつり実行委員会

この会は役員と運営委員から選出された船小まつり担当者及びPTAサークル、本校ボランティア団体代表者をもって構成する。船小まつり実施に伴う、出店内容の調整や企画、運営にあたる。

第十四条 特別委員会

本会運営にあたり緊急または重要な案件に対処するため、会長は役員会の決定に基づき召集することができる。

第十五条 運営委員

本会の運営及び活動の円滑な遂行をはかるために次の運営委員を置く。学年毎に、学年委員 若干名、成人委員 若干名、地域毎に 校外委員 若干名、を選出し、任期を一年とする。

第十六条 専門委員会

- 1 学年委員会 学年、学級における諸問題の解決調整、茶話会の司会、その他委員会の運営にあたる。
- 2 成人委員会 児童ならびに会員の福利厚生及び教養を高めるための講習会・講演会の企画運営をする。
- 3 校外委員会 学校ならびに地域関係諸団体との連携をはかりながら児童の家庭生活、児童相互の自主的集団生活の指導をする。

第四章 会計

第十七条 会計年度

本会の会計年度は四月一日から翌年三月三十一日までとする。

第十八条 経費

本会の必要経費は会費、寄付金、その他を当てる。

第十九条 会費

- 1 本会の会費は、在籍児童一名の場合月額二百五十円、二名以上の場合は月額三百五十円とし、十二ヶ月分を一括徴収する。
- 2 教員については月額二百五十円とし、十二ヶ月分を一括徴収する。
- 3 年度内における中途入会の場合、入会月以降の会費を月割りで納めるものとし、中途退会の場合、退会月の翌月以降の会費を月割りで返金するものとする。

第二十条 慶弔費

本会の慶弔費の取り扱いについては、別紙（江戸川区立船堀小学校PTA慶弔規定）に定めるものとする。

第五章 附則

第二十一条 会則

- 1 会則は、昭和六十二年四月一日より施行される。
- 2 本会則の変更は総会の決議を必要とする。
- 3 平成十五年五月十日改正。
- 4 平成十六年五月八日改正。
- 5 平成二十一年五月十六日改正。
- 6 平成二十二年五月十五日改正。
- 7 平成二十四年五月十七日改正。
- 8 平成二十七年三月七日改正。
- 9 令和元年五月十七日改正。
- 10 令和三年五月十八日改正。

江戸川区立船堀小学校PTA慶弔規定

第一条

会員死亡または在校児死亡・疾病及び歴代会長・会長死亡の場合

- イ 会員死亡の場合 弔慰金 五、〇〇〇円
- ロ 児童死亡の場合 弔慰金 一〇、〇〇〇円及び花輪（生花）
- ハ 歴代会長・会長・役員死亡の場合 弔慰金 五、〇〇〇円及び花輪（生花）
- ニ 児童疾病で入院の場合 一ヶ月以上 五、〇〇〇円

第二条

学校教職員または学校教職員の配偶者死亡の場合

- イ 本人死亡の場合 弔慰金 五、〇〇〇円及び花輪
- ロ 配偶者死亡の場合 弔慰金 五、〇〇〇円

第三条

歴代校長死亡の場合

弔慰金 五、〇〇〇円または弔電

第四条

会員、学校教職員が災害にあった場合
状況によって役員会にはかり

見舞金 五、〇〇〇円

第五条

学校教職員が病気または怪我のため一ヶ月以上休暇した場合

見舞金 五、〇〇〇円

第六条

学校教職員に慶事のあった場合、次の通り祝い金を贈る。

- イ 本人結婚の場合 五、〇〇〇円
- ロ 子女出産の場合 五、〇〇〇円

第七条

学校教職員で栄誉を受け身分上祝意を表す必要がおこった場合
役員会にはかり特別に考慮する。

第八条

その他特別の場合が生じたときは役員会にはかって決定する。

本規定は昭和四十六年四月一日より実施する。

平成三年四月二十五日改定

平成八年五月十五日改定

平成十六年五月八日改定

平成二十一年四月一日改定

平成二十七年三月七日改定

令和元年五月十七日改定

附則

本規定を実施以降は児童、会員より原則として金品を徴収しない。